明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

3　ナトリウム冷却型原子力発電設備にあっては、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却水設備、原子炉補機冷却海水設備及び機器冷却系設備に係るもの

(2)　計測制御系統設備の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

1　沸騰水型原子力発電設備にあっては、原子炉の制御設備、制御材駆動装置、計測装置、安全保護設備、制御用空気設備及び原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係るもの

2　加圧水型原子力発電設備にあっては、原子炉の制御設備、ほう酸注入機能を有する設備、ほう素熱再生設備、計測装置、安全保護設備及び制御用空気設備に係るもの

3　ナトリウム冷却型原子力発電設備にあっては、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備及び制御用空気設備に係るもの

(3)　原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

1　沸騰水型原子力発電設備にあっては、真空破壊装置、原子炉格納容器スプレイ設備、可燃性ガス濃度制御設備及び原子炉格納容器調気設備に係るもの

2　加圧水型原子力発電設備にあっては、格納容器スプレイ設備、アイスコンデンサ設備、真空逃がし装置及び圧力逃がし装置に係るもの

3　ナトリウム冷却型原子力発電設備にあっては、真空逃がし装置に係るもの

(4)　燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、排気筒、蒸気タービン、発電機、変圧器、遮断器及び発電所の運転を管理する制御装置の機能又は性能を確認する検査

ロ　原子炉の出力運転時（定格出力運転時を除く。）において実施する検査（沸騰水型原子力発電設備にあっては、原子炉隔離時冷却系に係るものを除く。）

3　前項の規定にかかわらず、特定事業用電気工作物の構造、材料その他の関係により経済産業大臣及び原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定事業用電気工作物に係る検査は、経済産業大臣及び原子力規制委員会が自ら行うものとする。

4　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

5　機構は、第二十条第二項の通知に基づき、第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

6　法第四十九条第四項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一　検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けた特定事業用電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

三　検査年月日

四　検査を実施した場所

五　検査の対象

六　検査の方法

七　検査の結果

（燃料体検査）

第二十四条　法第五十一条第一項の主務省令で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、同表の下欄に掲げる検査事項について電気工作物検査官（法第五十一条第五項の規定に基づき法第五十一条第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員）が検査を行うものとする。

加工の工程	検査事項
一　燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査
二　燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時	燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　わん曲度を確認する検査 三　外観検査 四　表面汚染密度検査 五　溶接部の非破壊検査 六　ヘリウム漏えい検査（三の項の下欄第三号の検査が行われる場合を除く。）
三　加工が完了した時	組み立てられた燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　外観検査 三　ヘリウム漏えい検査（二の項の下欄第六号の検査が行われる場合を除く。）

第二十五条　法第五十一条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、経済産業大臣及び原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

第二十六条　法第五十一条第一項の検査を受けようとする者は、様式第十一の燃料体検査申請書を希望する検査開始日の一月前までに提出しなければならない。

2　前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一　加工の工程

二　燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3　第一項の申請書又は前項各号の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第二十七条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項の申請書及び同条第三項の書類の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条第五項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項の申請書及び同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第五十一条第五項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記した通知書により、機構に対し当該検査の実施について通知するものとする。

一　検査を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を実施する時期

三　検査を実施する場所

四　検査の対象

五　検査の方法

3　前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一　前条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類

二　検査を受ける燃料体に係る第二十九条第一項の申請書及び添付書類

4　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。